

平成23年1月31日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成21年(ワ)第29660号損害賠償請求事件

口頭弁論終結日・平成22年11月15日

判 決

[REDACTED]
原 告 [REDACTED]

同代表者代表取締役 [REDACTED]

[REDACTED]
原 告 [REDACTED]

[REDACTED]
原 告 [REDACTED]

[REDACTED]
原 告 [REDACTED]

[REDACTED]
原 告 [REDACTED]

上記5名訴訟代理人弁護士 [REDACTED]

荒 井 哲 朗

同 [REDACTED]

白 井 晶 子

同 [REDACTED]

太 田 賢 志

同訴訟復代理人弁護士 [REDACTED]

佐 藤 顕 子

東京都 [REDACTED]
被 告 [REDACTED]

秋 山 [REDACTED]

東京都 [REDACTED]
被 告 [REDACTED]

長 谷 川 [REDACTED]

上記2名訴訟代理人弁護士 [REDACTED]

高 池 勝 彦

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は、原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告らは、原告[REDACTED]に対し、連帶して、2244万4070円及びこれに対する被告秋山[REDACTED]につき平成21年8月29日から、被告長谷川[REDACTED]につき同月28日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告らは、原告[REDACTED]に対し、連帶して、5354万8880円及びこれに対する被告秋山[REDACTED]につき平成21年8月29日から、被告長谷川[REDACTED]につき同月28日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告らは、原告[REDACTED]に対し、連帶して、341万円及びこれに対する被告秋山[REDACTED]につき平成21年8月29日から、被告長谷川[REDACTED]につき同月28日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被告らは、原告[REDACTED]に対し、連帶して、189万1120円及びこれに対する被告秋山[REDACTED]につき平成21年8月29日から、被告長谷川[REDACTED]につき同月28日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 被告らは、原告[REDACTED]に対し、連帶して、385万円及びこれに対する被告秋山[REDACTED]につき平成21年8月29日から、被告長谷川[REDACTED]につき同月28日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

6 仮執行の宣言

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告らが、被告らに対し、被告らは顧客からの出資金によって外国為替証拠金取引（以下「FX取引」という。）を行うことを業としていた株式会社ファンドシステムことファンドシステム・インコーポレイテッド（以下「ファンドシステム」という。）の代表者伊藤[REDACTED]（以下「伊藤」という。）と共に謀の上、ファンドシステムが実際はFX取引を行っていないのに、これを行っているように

装って原告らから出資金名下に金員を詐取し、又は伊藤の当該行為を帮助したと主張して、不法行為に基づき、出資金及び弁護士費用相当額の損害賠償金並びにこれらに対する訴状送達の日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いがない事実並びに後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実）

(1) ファンドシステムは、顧客からの出資金によりFX取引を行うことを業として平成15年8月11日頃設立された権利能力なき社団（なお、米国ハワイ州において法人登記がされている。）であり、平成22年1月28日、東京地方裁判所から破産手続開始決定を受けた。伊藤は、ファンドシステムの代表者、被告らは、ファンドシステムの従業員であった。（甲1、14）

(2) 原告らは、ファンドシステムに対し、別表の「日付」欄記載の各年月日に、「入金」欄記載の金員を送付し、ファンドシステムから、別表の「日付」欄記載の各年月日に、「出金」欄記載の配当金を受領した。

3 争点及び当事者の主張

(1) 争点1 不法行為の成否

ア 原告ら

(ア) 伊藤は、ファンドシステムに金員を出資すれば、当該出資金によりFX取引を行い、出資金につき毎月4.5%程度の配当を行う旨の勧誘をし、原告らを含む少なくとも1086名の顧客から277億7326万9303円以上の出資金を集めていたが、現実にはほとんどFX取引を行っておらず、顧客に対しては、真実とは異なりファンドシステムが行った全部のFX取引で利益が出た旨虚偽の報告をしていた。

上記事実に照らせば、伊藤は、原告らから出資金名下に別表記載の金員を詐取したというべきであり、伊藤の同行為は、不法行為を構成する。

(イ) 被告らは、わずか30坪ほどのワンルームの事務室において、他1名の従業

員と共に伊藤と机を並べて勤務しており、伊藤による上記不法行為を認識した上で、ファンドシステムにおいて講演会の受付、電話対応、報告書の送付等の業務を行っていた。

(ウ) よって、被告らが伊藤と共に謀の上、原告らから出資金名下に金員を詐取し、又は伊藤の金員の詐取行為を帮助したことは明らかであり、被告らは、原告らが被った損害につき不法行為責任を負う。

イ 被告ら

(ア) 原告ら主張の事実(ア)は、否認する。

(イ) 原告ら主張の事実(イ)のうち、被告らが、講演会の受付、電話対応、報告書の送付等の事務作業を行っていたことは、認め、その余は、否認する。

ファンドシステムの事務所内における伊藤の執務スペースと被告らの執務スペースとは壁で仕切られており、被告らは、特別の事情のない限り、伊藤が執務する様子を見聞きすることはなかった。被告らは、単なる事務員であり、伊藤からファンドシステムの業務内容につき相談等を受けたこともなく、伊藤の不法行為を認識してもいいない。

(ウ) 原告らの主張(ウ)は、争う。

(2) 争点2 損害

ア 原告ら

(ア) 原告らは、伊藤及び被告らにより別表の「入金」欄記載の金員を詐取され、当該金額と返還された金額(別表の「出金」欄参照)との差額(別表の「差引合計」欄参照)相当の損害を被った。

(イ) 伊藤及び被告らの不法行為との間に相当因果関係の認められる弁護士費用は、上記金額の1割相当額を下らない。

イ 被告ら

原告ら主張の事実は、否認する。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（不法行為の成否）について

(1) 証拠（甲2ないし10（枝番号を含む。）、14）及び弁論の全趣旨によれば、伊藤は、平成16年頃から平成18年頃まで、ファンドシステムを代表してFX業者8社との間で、証拠金にして数十億円規模のFX取引を行っていたものの、同年6月から平成19年5月までの間はFX取引を行っていなかつたこと、その後、FX取引が再開されたものの、取引額は僅かであり、平成18年6月以降は、顧客から送金された金員を用いて他の顧客に対する配当金に充てる状況が続いていたこと、伊藤は、当該状況にもかかわらず、毎月安定的な利益が出ている旨虚偽の勧誘をして顧客を募集していたこと、さらに、伊藤は、顧客に対し、現実の取引結果にかかわらず、全部のFX取引で利益が出た旨虚偽の報告をしていたことが認められる。

上記各事実に照らせば、伊藤は、ファンドシステムが実際はFX取引を行っていないのにもかかわらず、これを行っているように装って原告らから出資金名下に金員を詐取したというべきであり、伊藤の同行為は、原告らに対する不法行為を構成する。

(2) しかし、伊藤の前記行為は、正当な取引を装う態様によるものであり、その不法性が外形上明らかであるとは必ずしもいい難く、ファンドシステムの従業員であったというだけで、被告らが伊藤の前記行為を認識していたと認めることはできない。

原告らは、ファンドシステムの従業員であった被告らについて、被告らはわずか30坪ほどのワンルームの事務室において、他1名の従業員と共に伊藤と机を並べて勤務しており、伊藤による前記不法行為を認識していた旨主張する。

しかし、被告らは、伊藤の執務スペースと被告らの執務スペースとは壁で仕切られており、特別の事情のない限り、伊藤が執務する様子を見聞きすることはなかつた旨の陳述（乙1、2）及び供述をしており、これを覆すに足りる証拠はなく、被告らが伊藤と机を並べて勤務し、伊藤による前記不法行為を認識していたことまで

は認められない。

また、証拠（乙1，2，被告秋山[]本人，被告長谷川[]本人）によれば、ファンドシステム在職中、被告秋山[]は、経理業務、顧客に対して入金を確認した旨の電子メールを送信する業務及び伊藤の指示に基づき売買報告書を作成する業務を行っていたことが、被告長谷川[]は、電話対応業務及び売買報告書等の送信業務を行っていたことがそれぞれ認められるが、これらの事実をもってしても、被告らが伊藤による前記不法行為を認識していたことは認めるに足りず、単なる事務作業というべき被告らの上記各行為が伊藤との共同不法行為を構成することは認め難く、同行為が伊藤による前記不法行為を帮助したものであると認めることもできず、ほかに被告らが不法行為責任を負うことを認めるに足りる的確な証拠はない。

2 まとめ

以上のとおり、被告らが原告らに対して不法行為責任を負うことではなく、その余の争点について判断するまでもなく、原告らの請求は、いずれも理由がない。

第4 結論

よって、原告らの請求はいずれも理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第18部

裁判長裁判官 植垣勝裕

裁判官 銀持亮

裁判官 根本宜之

別表

原告 [REDACTED]

日付	入金	出金	差引合計
H20. 07. 30	¥ 500,000		¥ 500,000
H20. 07. 30	¥ 9,500,000		¥ 10,000,000
H20. 08. 18	¥ 1,394,000		¥ 11,394,000
H20. 09. 17	¥ 1,690,700		¥ 13,084,700
H20. 10. 17		¥ 1,500,000	¥ 11,584,700
H20. 10. 29		¥ 1,500,000	¥ 10,084,700
H20. 10. 30		¥ 2,200,000	¥ 7,884,700
計	¥ 13,084,700	¥ 5,200,000	¥ 7,884,700

原告 [REDACTED]

日付	入金	出金	差引合計
H19. 12. 11	¥ 500,000		¥ 500,000
H19. 12. 11	¥ 5,900,000		¥ 6,400,000
H19. 12. 11	¥ 3,600,000		¥ 10,000,000
H20. 01. 24	¥ 13,000,000		¥ 23,000,000
H20. 02. 06	¥ 15,800,000		¥ 38,800,000
H20. 02. 27	¥ 6,700,000		¥ 45,500,000
H20. 02. 27		¥ 3,500,000	¥ 42,000,000

H20. 03. 04	¥ 1,500,000		¥ 43,500,000
H20. 03. 12		¥ 3,500,000	¥ 40,000,000
H20. 04. 03	¥ 900,000		¥ 40,900,000
H20. 04. 30		¥ 200,000	¥ 40,700,000
H20. 05. 23	¥ 2,500,000		¥ 43,200,000
H20. 06. 09		¥ 1,400,000	¥ 41,800,000
H20. 07. 16	¥ 800,000		¥ 42,600,000
H20. 08. 04	¥ 1,200,000		¥ 43,800,000
H20. 11. 17	¥ 3,480,800		¥ 47,280,800
計	¥ 55,880,800	¥ 8,600,000	¥ 47,280,800

原告 [REDACTED]

日付	入金	出金	差引合計
H20. 02. 27	¥ 500,000		¥ 500,000
H20. 02. 27	¥ 3,000,000		¥ 3,500,000
H20. 06. 03		¥ 300,000	¥ 3,200,000
H20. 11. 26		¥ 100,000	¥ 3,100,000
計	¥ 3,500,000	¥ 400,000	¥ 3,100,000

原告 [REDACTED]

日付	入金	出金	差引合計
H20. 03. 12	¥ 500,000		¥ 500,000
H20. 03. 12	¥ 3,000,000		¥ 3,500,000

H20. 03. 19	¥ 300,000		¥ 3,800,000
H20. 06. 12	¥ 1,400,000		¥ 5,200,000
H20. 11. 17		¥ 3,480,800	¥ 1,719,200
計	¥ 5,200,000	¥ 3,480,800	¥ 1,719,200

原告 [REDACTED]

日付	入金	出金	差引残額
H20. 03. 04	¥ 3,500,000		¥ 3,500,000
計	¥ 3,500,000		¥ 3,500,000

これは正本である。

平成23年1月31日

東京地方裁判所民事第18部

裁判所書記官

平澤憲雄

